日バス協業第399号 平成28年12月22日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会 理事長 梶原 景博

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」(平成14年1月31日付国自旅第165号の2)の一部を別紙の改正欄のとおり改正することについて、平成28年12月20日付で国土交通省自動車局長より通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

国自旅第298号平成28年12月20日

各地方運輸局長 殿沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について」の一部改正について

「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」(平成14年1月31日付け国自旅第165号の2)の一部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

一部改正 平成28年12月20日

各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について

記

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1 許可(道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第43条第1項)
 - (1) 運送需要者
 - ① 需要者が原則として単数の者に特定されていること。ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。
 - ② 需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められること。

(2) 取扱客

- ① 一定の範囲に限定されていること。
- ② 需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。
- (3) 路線又は営業区域
 - ① 需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域が設定されていること。

② 路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。

(4) 公衆の利便

申請に係る事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。

(5) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務 所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであること。
- ③ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(6) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(7) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和 36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合に あっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私 道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(8) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②~⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

(10) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ③ 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第36条第 1項各号に該当する者ではないこと。

(11) 法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の①から④のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行す

る常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の 取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生 した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の 3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(12) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示 (平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

- 2 事業計画の変更の認可(法第43条第5項(法第15条準用))
 - (1) 1(1)~(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。
 - (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
 - ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
 - ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員

として在任した者を含む。)ではないこと。

- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反 (酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車 検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車 事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3. 標準処理期間

1. については3ヶ月、2. については2ヶ月とする。

附 則(平成14年1月31日 国自旅第165号の2)

- 1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2. 1 (11)、2 (2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成14年7月1日 国自旅第70号)

- 1. 本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 附 則(平成16年6月30日 国自旅第78号)

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成19年7月25日 国自旅第107号)

- 1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
- 2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特定旅客運送事業者については施行日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)

1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用する

ものとする。

- 附 則(平成26年1月24日 国自旅第438号)
 - 1. 本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
- 附 則(平成28年12月20日 国自旅第298号)
 - 1. 本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

〇特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について(平成14年1月31日付け国自旅第165号の2)

改正	現 行
国自旅第165号の2 平成14年1月31日 国 自 旅 第 7 0 号 平成14年7月 1日 国 自 旅 第 7 8 号 平成16年6月30日 国自 旅 第 1 0 7 号 平成19年7月25日 国自 旅 第 1 1 7 号 平成20年6月27日 国自 旅 第 4 3 8 号 平成26年1月24日 国 自 旅 第 2 9 8 号 一部改正 平成28年12月20日	国自旅第165号の2 平成14年1月31日 国 自 旅 第 7 0 号 平成14年7月 1日 国 自 旅 第 7 8 号 平成16年6月30日 国自 旅 第 1 0 7 号 平成19年7月25日 国 自 旅 第 1 1 7 号 平成20年6月27日 国 自 旅 第 4 3 8 号 平成26年1月24日
各 地 方 運輸 局 長 沖縄総合事務局長 殿	各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿
自動車局長	自動車局長
特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について	特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について
富己	清己
以下の方針の定めるところにより行うものとする。	以下の方針の定めるところにより行うものとする。
1 許可(道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第43条第1項) (1) 運送需要者 ① 需要者が原則として単数の者に特定されていること。ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。 ② 需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められること。	1 許可(道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第43条第1項) (1) 運送需要者 ① 需要者が原則として単数の者に特定されていること。ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。 ② 需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められること。
(2)取扱客	(2)取扱客

- ① 一定の範囲に限定されていること。
- ② 需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。

(3) 路線又は営業区域

- ① 需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域が設定されていること。
- ② 路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。

(4) 公衆の利便

申請に係る事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。

(5) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであること。
- ③ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(6) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(7) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(8) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし併設

- ① 一定の範囲に限定されていること。
- ② 需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。

(3) 路線又は営業区域

- ① 需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域が設定されていること。
- ② 路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。

(4) 公衆の利便

申請に係る事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。

(5) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであること。
- ③ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(6) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(7) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(8) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし併設

できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範 囲内にあること。

- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車 事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊 急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②~⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

(10) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ③ 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第36条第 1項各号に該当する者ではないこと。

(11) 法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の①から④のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受

できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。

- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車 事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊 急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②~⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

(10) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ③ 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第36条第 1項各号に該当する者ではないこと。

(11) 法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の①から③のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受

けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任したものを含む。)ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の 取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生 した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の 3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(12) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示 (平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

- 2 事業計画の変更の認可(法第43条第5項(法第15条準用))
- (1) 1. (1)~(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
 - ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及 び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す る特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え

けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任したものを含む。)ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(12) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示 (平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

- 2 事業計画の変更の認可(法第43条第5項(法第15条準用))
- (1) 1. (1)~(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
 - ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及 び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す る特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え

190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及 び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す る特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為 の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっ ては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反 (酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車 検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車 事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3 標準処理期間

1. については3ヶ月、2. については2ヶ月とする。

附 則(平成14年1月31日 国自旅第165号の2)

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。2.1(11)、2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成14年7月1日 国自旅第70号)

- 1. 本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2. 1. (11)、2. (2)①及び2. (2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成16年6月30日 国自旅第78号)

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

┃附 則(平成19年7月25日 国自旅第107号)

190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反 (酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車 検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車 事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3 標準処理期間

1. については3ヶ月、2. については2ヶ月とする。

附 則(平成14年1月31日 国自旅第165号の2)

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。2. 1(11)、2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成14年7月1日 国自旅第70号)

- 1. 本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2. 1. (11)、2. (2)①及び2. (2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成16年6月30日 国自旅第78号)

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成19年7月25日 国自旅第107号)

- 1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用する 1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用する ものとする。
- 2.「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用に ついて」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理 者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特 定旅客運送事業者については施行日から2年間、外部委託を継続することを可能とす る。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)

1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するも のとする。

附 則(平成26年1月24日 国自旅第438号)

1. 本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用する ものとする。

附 則(平成28年12月20日 国自旅第298号)

1. 本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用す るものとする。

- ものとする。
- 2.「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用に ついて」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理 者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特 定旅客運送事業者については施行日から2年間、外部委託を継続することを可能とす

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)

1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するも のとする。

附 則(平成26年1月24日 国自旅第438号)

1. 本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用する ものとする。